

短期農業インターン受入事業
(社会人・学生コース)

農家に
なりたい方へ

静岡県で農業を 体験してみませんか？



静岡で
農業人
になる



【おすすめする4つの理由】

- 1 研修施設ではない**実際の農業現場**で体験できる！
- 2 産地の様子や作物の状況を**農家から直接聞ける！**
- 3 仕事や学校が**休みの日**に体験できる！
- 4 **希望に沿った体験先**を県がセレクト！

【ポイントはこちら！！】

- 体験日数: 1農家あたり3～7日まで
(体験後、別の農家で更に体験することも可能)
- 体験日程: 受入農家と相談の上、自由に設定可能！
(休日だけの体験も可能)
- 体験作物: 野菜、果樹、茶、花、など様々

その他、応募要件等は裏面を参照！⇒

社会人・学生コース 平成30年度 募集内容

■体験受入先

静岡県内の農業者や農業法人

■体験実施時期

平成31年2月28日まで

※体験受入先との調整により、参加者ごとに決定します

■体験日数

1体験先当たり3日以上7日まで

(1体験先当たり1回まで、最大3体験先で体験可能。)

■参加資格

- ・職業として農業に関心があり、静岡県内で農業への就業を希望していること。
- ・義務教育を修了していること。

■募集人数

50人程度

■参加費

無料

※旅費、食費、傷害保険等の必要経費は自己負担

■申込方法

所定の申込用紙を下記問合せ先へ送付ください。

※詳しくは「静岡県 短期農業インターン」で検索！

■申込期間

平成31年2月15日まで

(定員になり次第終了します)

■注意

体験を受ける際には、体験中の方が一の事故に備えるため、傷害保険へ御自身で加入することが必須となります。

体験のお申込から 実施までの流れ

申込書記入：申込用紙は静岡県のウェブサイトからダウンロードできます。または最寄りの県農林事務所等でも入手できます。



申込書提出：申込書を県農林事務所に郵送もしくは持参してください。



申込内容の確認：県農林事務所等よりお電話等で申込内容の確認をします。



就農相談：県農林事務所にお越しいただき、就農に向けた面接を行います(遠方の方は要相談)。



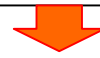
体験受入先の決定：県農林事務所より体験受入先を連絡します。



体験受入先へ連絡：体験受入先決定後すぐに体験受入先に連絡し、体験日程や宿泊の確認、持ち物や交通手段などを相談してください。
《体験計画書等を作成するとともに、傷害保険に加入してください》



体験開始：農業体験を開始！
(体験受入先のルールを守ってください)



体験終了：体験終了時に体験報告書を作成、体験受入先に提出し、体験終了です。
後日、県農林事務所よりヒアリングがあります。

ご相談・お問合せ

●最寄りの県農林事務所

賀茂農林事務所(下田市) 0558-24-2076

東部農林事務所(沼津市) 055-920-2158

富士農林事務所(富士市) 0545-65-2194

中部農林事務所(静岡市駿河区) 054-286-9023

●静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-2733 FAX：054-221-3688

Eメール：nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

志太榛原農林事務所(藤枝市) 054-644-9214

中遠農林事務所(磐田市) 0538-37-2269

西部農林事務所(浜松市中区) 053-458-7212

天竜農林局(浜松市天竜区) 053-926-2139

各農林所在地や詳しい情報は
ホームページをご覧ください。
「静岡県 短期農業インターン」で検索！

